

別表1:技術評価基準表

イ. 基礎評価①(共同企業体の代表者を対象とする。)

評価項目		評価内容	評価基準	配点	合計
企業の 施工能力	施工実績	建築一式工事として2010年(平成22年)4月1日から開札日までに完成させた、沖縄県内又は県外の病院の新築、改築（建替）、増築工事あるいは解体工事の施工実績(ただし、共同企業体代表者又は単独施工者として工事を受注した実績に限る。) (※1)(※2)(※3)(※4)(※5)	a．施工実績が3件以上	15	/15
			b．施工実績が2件	10	
			c．施工実績が1件以下	5	
配置予定 技術者の能力 (監理技術者)	施工実績	建築一式工事として2010年(平成22年)4月1日から開札日までに完成させた、沖縄県内又は県外の病院の新築、改築（建替）、増築工事あるいは解体工事の施工実績(ただし、共同企業体代表者又は単独施工者として工事を受注した実績に限る。) (※1)(※2)(※3)(※4)(※5)	a．実績が3件以上	10	/10
			b．実績が2件	5	
			c．実績が1件以下	0	
	保有資格	監理技術者の保有する資格	a．一級建築士（資格取得後5年以上）又は1級建築施工管理技士（資格取得後5年以上）	5	/5
			b．上記以外	0	
JV代表者の基礎評価点		共同企業体の代表者について、評価する。	小計		/30

ロ. 基礎評価②(共同企業体の各構成員を対象とする。)

評価項目		評価内容	評価基準	配点	合計
企業の 施工能力	工事成績 (※8)	過去 5 年間(令和2年度～令和6年度)の公共工事（国、沖縄県又は那覇市発注の建築工事）における工事成績評価点（ただし、評価対象は、単独施工者(工事請負金額1億7,000万円以上)又は共同企業体代表者(工事請負金額3億円以上)として受注し、完成させた工事に限る。）	a． 80点以上が 2 件	15	/15
			b． 80点以上が 1 件	7.5	
			c． 75点以上80点未満が 2 件	12	
			d． 75点以上80点未満が 1 件	6	
			e． 70点以上75点未満が 2 件	9	
			f． 70点以上75点未満が 1 件	4.5	
			g． 65点以上70点未満が 1 件	3	
			h． 65点未満または実績なし	0	
配置予定 技術者の能力 (主任技術 者)	施工実績	建築一式工事として2010年(平成22年)4月1日から開札日までに完成させた、沖縄県内又は県外の病院の新築、改築（建替）、増築工事あるいは解体工事の施工実績(共同企業体代表者、共同企業体構成員又は単独施工者として工事を受注した実績) (※1)(※2)(※3)(※4)(※5)	a． 実績が 2 件以上	10	/10
			b． 実績が 1 件	5	
			c． 実績なし	0	
	保有資格	主任技術者の保有する資格	a． 一級建築士（資格取得後 5 年以上）又は 1 級建築施工管理技士（資格取得後 5 年以上）	5	/5
			b． 上記以外	0	
JV構成員の基礎評価点		共同企業体の各構成員について、個別に評価する。	小計		/30

ハ. 提案評価

評価項目		評価内容	評価区分及び配点	合計
施工計画	新病院棟への配 慮についての 考え方 (※6)(※7)	①既存病棟解体及び外構工事等の工夫 ②既存病棟解体及び外構工事等に伴う感染対策 ③新病院棟の医療環境の確保 ④病院利用者、スタッフ等に向けた工事情報の提供方法 ⑤工事の苦情・要望に対する対応方法 ⑥その他、独自の提案	提案内容を0～10点の範囲 で評価する。	/10
	環境保全 についての 考え方	①騒音・振動・粉じん抑制のための工法上の工夫 ②騒音・振動発生時間の配慮 ③環境測定の実施 ④臭気・排ガスの発生抑制方法 ⑤その他、独自の提案	評価項目ごとに、提案内 容を0～5点の範囲で評価 する。	/5
	道路・交通対策 についての 考え方	①交通規制を要する作業、期間の理解度 ②敷地周辺歩行者への安全確保の方法 ③病院利用者、スタッフ、車両等運営に配慮した安全な動線の確保 ④工事関係車両による迷惑駐車防止策 ⑤その他、独自の提案	評価項目ごとに、提案内 容を0～5点の範囲で評価 する。	/5
	工程・工事費 管理についての 考え方	①工事工程の理解度 ②工程管理の方法 ③工期短縮の工夫 ④工程上の課題及び対応 ⑤工事費管理の工夫 ⑥その他、独自の提案	評価項目ごとに、提案内 容を0～6点の範囲で評価 する。	/6
	仮設計画等 についての 考え方	①土壌汚染概況調査の理解度 ②近隣住民等へのアスベスト対策の周知方法、 ③段階的な誘導員配置や仮囲い ④その他、独自の提案	評価項目ごとに、提案内 容を0～4点の範囲で評価 する。	/4
提案評価点		小計		/30

- (※1) 病院とは、医療法(昭和23 年法律第205号)第1条の5第1項に規定する「病院」をいう。
- (※2) 新築:外来、診療、病棟、管理及び供給部門を含み病床数が300床以上であること。
- (※3) 改築(建替):外来、診療、病棟、管理及び供給部門を含み病床数が300床以上であること。
- (※4) 増築:増築対象範囲に外来、診療、病棟、管理及び供給部門を含み病床数が300床以上であること。
- (※5) 解体:解体対象範囲に外来、診療、病棟、管理及び供給部門を含み病床数が300床以上であること。
- (※6) 新病院棟とは、令和7年7月末竣工予定の建物のことをいう。
- (※7) 既存病棟とは、本工事の解体対象の建物のことをいう。
- (※8) 工事成績の評価方法
- 工事成績は工事成績評定要領に基づくもので、評価対象件数は2件以内とし、合算の上限は15点とする。

- (例1)80点(b:7.5点)+75点(d:6点)=13.5点
- (例2)84点(b:7.5点)+73点(d:4.5点)=12点
- (例3)75点(b:6点)+70点(d:4.5点)=10.5点
- (例4)76点+79点=12点(c)